

平成 28 年 11 月 17 日
物 価 統 計 室

「消費者物価指数における消費税抜き C P I の作成・公表 への対応について」 ～これまでの経緯～

1. 消費者物価指数における消費税の扱い

消費者物価指数は、消費税などの間接税を含む消費者が実際に支払う価格を用いて作成。

なお、消費者物価指数の対象には、家賃など消費税が非課税であるものを含む。また、消費税改定に際して、一時的に旧税率が適用される品目もある（経過措置）。詳細は別紙 1 及び別紙 2 を参照。

2014 年 4 月の消費税改定に際しては、日本銀行及び内閣府において、消費税改定の直接的な影響を控除した値を試算・公表。

2. 統計委員会諮問第 80 号の答申とともに示された部会長メモ

統計委員会への諮問第 80 号の答申「小売物価統計調査の変更について」

(2015 年 9 月 17 日) とともに統計委員会において示された「小売物価統計調査に係る部会審議結果について」（通称「部会長メモ」）において、2017 年 4 月に予定（当時）されている消費税改定に併せて消費税抜き C P I の作成・公表に取り組む必要があるとされたところ。また、その検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ることとされた。

消費税抜き C P I の作成方法について、「部会長メモ」の添付に統計局が既に示している方針は以下のとおり。

- 消費税抜き C P I の作成は、原則として、C P I の品目ごとに、消費税法上の課税／非課税の扱いを考慮の上、課税扱いとする品目について税率分を機械的に控除する方法により行う。
- 消費税抜き C P I におけるウエイトは、家計調査結果（税込みの支出金額）をそのまま用いる。

なお、統計局は審議の中で、指数作成の制約条件を以下のとおり示している。

- 小売物価統計調査において税抜きの価格を実際に調査することは、調査員に追加的な作業負担が生じる等、実務上の負担等が大きく、対応が困難。

(平成26年消費者物価指数年報)

付録8 消費税率改定に係る結果を見る際の注意点

・消費者物価指数における消費税の扱い

消費者物価指数は、世帯が消費する財・サービスの価格の変動を測定することを目的としていることから、商品やサービスと一体となって徴収される消費税分を含めた消費者が実際に支払う価格を用いて作成されている。このため、平成26年4月分以降の結果には、平成26年4月の消費税率改定の影響が含まれることとなる^(注)。

・非課税品目の扱い

消費税が非課税である消費者物価指数の品目^{※1}は以下のとおりである。

住居	……	家賃，火災保険料
保健医療	……	診療代，出産入院料
交通・通信	……	自動車免許手数料，自動車保険料（自賠責），自動車保険料（任意）
教育	……	私立中学校授業料，公立高校授業料，私立高校授業料，国立大学授業料，私立大学授業料，私立短期大学授業料，公立幼稚園保育料，私立幼稚園保育料，専門学校授業料，教科書
諸雑費	……	傷害保険料，保育所保育料，介護料，印鑑証明手数料，戸籍抄本手数料，パスポート取得料

・経過措置の扱い

平成26年4月の消費税率改定に際しては、一部の商品・サービスでは経過措置^{※2}として改定前の税率が適用される。この経過措置の対象となる商品・サービスについては、それぞれの経過措置が反映されるよう消費者物価指数を作成する。

経過措置の対象となる消費者物価指数の主な品目及び取扱いは以下のとおりである。

[平成26年4月の指数は旧税率を適用し、5月から新税率を適用した品目]

光熱・水道	……	電気代，都市ガス代，プロパンガス
交通・通信	……	固定電話通信料（一部の通信事業者を除く）

（上記のほか、携帯電話通信料については、一部の通信事業者が適用する経過措置を反映する。）

[改正条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率を適用した主な品目]

光熱・水道	……	水道料，下水道料
-------	----	----------

(注) 消費税が課税される個別品目で見た場合には、平成26年4月の消費税率改定の前後で税抜価格が変わらなかった場合、税込価格の変化率は約2.9%（理論上の算式 $(1.08-1.05)/1.05 \approx 2.9\%$ ）となる。

※1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に定められる非課税取引に該当するとみられる品目。

なお、このほかにも、消費税法第4条により課税対象外となったもの、消費税法第9条により調査対象の一部が小規模事業者（課税売上高1000万円以下）の納税義務免除に該当したものなどもみられる。

※2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置

(消費者物価指数に関するQ & A)

【消費税の取り扱いについて】

I-1 消費者物価指数では、消費税はどのように扱われているのですか。

消費者物価指数は、世帯が消費する財・サービスの価格の変動を測定することを目的としていることから、財やサービスの購入と一体となって徴収される消費税分を含めた消費者が実際に支払う価格を用いて作成されています。ILOの国際基準でも消費税分を含めることとなっています。

[ページの先頭へ戻る](#)

I-2 平成26年（2014年）4月の消費税率改定時に、一部の財・サービスでは旧税率が適用されるなど経過措置（注）がとられました。こうした経過措置について消費者物価指数ではどのように扱われていますか。

経過措置の対象である財・サービスについては、それぞれの経過措置が反映されるよう消費者物価指数を作成しています。例えば、電気代、都市ガス代、プロパンガス、固定電話通信用料及び携帯電話通信用料については、平成26年（2014年）4月は旧税率に基づく価格を採用し、5月から新税率に基づく価格を採用することとしています。また、水道料、下水道料及びし尿処理手数料については、各自治体の条例により料金改定が行われているため、改正条例に照らし、条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率に基づく価格を採用することとしています。

（注）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置

表 経過措置等の対象となる消費者物価指数の品目一覧

品目	消費者物価指数での取扱い
電気代	経過措置を踏まえ、平成26年（2014年）4月の指数は旧税率を適用し、5月から新税率を適用する。
都市ガス代	
プロパンガス	
固定電話通信用料 ※	
携帯電話通信用料 ※	
水道料	改正条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率を適用する。
下水道料	
し尿処理手数料	
航空運賃	航空運賃指数算出の際に用いる、普通運賃、往復割引運賃及び最安割引運賃のうち、平成26年（2014年）3月までに購入される最安割引運賃部分については、旧税率を適用する。

※一部の通信事業者を除く

（参考）その他消費税率改定の影響について注意が必要な品目

- 自動車
 - …自動車取得税を除く価格に消費税が賦課されるため、税率改定の影響による指数の変動は税率改定分を下回る。
- 宿泊料、入浴料
 - …入湯税を除く価格に消費税が賦課されるため、税率改定の影響による指数の変動は税率改定分を下回る。
- ゴルフプレー料金
 - …ゴルフ場利用税を除く価格に消費税が賦課されるため、税率改定の影響による指数の変動は税率改定分を下回る。
- 火災保険料
 - …非課税品目であるが、実質的に生鮮食品を除く総合の直近12か月平均を用いているため、平成26年（2014年）5月以降、徐々に新税率の影響が反映されることになっている。
- 4月に非調査である季節調査品目
 - …次回調査月まで前回調査期間の平均を保合（もちあい）する（[B-4参照](#)）ため、新税率は次回調査月から反映されている。

※なお、平成26年（2014年）4月消費税率改定時の消費者物価指数の基準年は2010年基準であり、本間における品目名などの表記も2010年基準時のものとなっています。

(参考)

消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第百八号）（抄）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（一～七 略）

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

（八の二以降 略）

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

2 保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する。

（3以降 略）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

（2以降 略）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（2以降 略）

別表第二（第六条関係）

- 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）
- 二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二の二において「有価証券等」という。）の譲渡
- 三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に

相当する部分の金額に限る。)を対価とする役務の提供を除く。)その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四 次に掲げる資産の譲渡

イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第一条(定義)に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この号及び別表第二の二において「郵便切手類」という。)の譲渡及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条(郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売等)の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)を含む。)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百四十二号)第三条第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所(承認販売所を含む。)若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(同表において「印紙」と総称する。)の譲渡

ロ 地方公共団体又は売りさばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第一項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二条(都道府県及び市町村に関する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百二十四条第四項(自動車取得税の納付の方法)、第二百五十一条第六項(自動車税の徴収の方法)、同法第二百九十条第三項(道府県法定外普通税の証紙徴収の手続)、第四百四十六条第六項(軽自動車税の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)、第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)及び第七百三十三条の二十七第三項(法定外目的税の証紙徴収の手続)(これらの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む。))に規定する条例に基づき指定された者をいう。)が行う証紙(地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第二百二十四条第一項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。))に規定する証紙をいう。別表第二の二において同じ。)の譲渡

ハ 物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二の二において「物品切手等」という。)の譲渡

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く。)

- (1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
- (2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習
- (3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写
- (4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第四項(執行官)又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条第一項(手数料等)の手数料を対価とする役務の提供

ニ 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七(外国為替業務に関する事項の報告)に規定する外国為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。)に係る役務の提供

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)

- イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療
 - ニ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和三十八年法律第一百一十号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養
 - ホ 労働者災害補償保険法（昭和三十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療
 - ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養
 - ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの
- 七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）
- イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの
 - ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）
 - ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
- 八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）
 - 九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供
 - 十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二の二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

- 十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供
 - ロ 学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供
 - ハ 学校教育法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供
 - ニ イからハマまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
- 十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の八（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）、第七十条第一項（中等教育学校）及び第八十二条（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二の二において「教科用図書」という。）の譲渡
- 十三 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十八号）附則（抄）

第五条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率による。

- 2 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

（3以降 略）